自治会等
法人化の手引き

（資料集）

平成 23 年６月作成
（令和４年３月改定）

指宿市　地域づくり課
電話　２３－１００３

目　次

標準規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【様式集】
地方自治法関連様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　様式１　認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　様式２　告示事項変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　様式３　規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　様式４　地縁団体台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

各種証明関連様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　認可地縁団体印鑑登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　認可地縁団体印鑑登録原票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
　認可地縁団体印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　認可地縁団体印鑑登録抹消通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
　地縁団体証明書交付請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

登記特例に関する様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・・・・・・・・・・・・・ 28
　公告結果（承諾）の情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
　公告結果（異議申出あり）通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　申請不動産の登記移転等に係る異議申出書・・・・・・・・・・・・・・・ 31

各種申請に要する任意様式（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
　構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
　総会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　承諾書（地縁団体代表者の承諾書）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

標準規約

標準的な規約をお示しします。

地域の実状に応じて変更することは可能ですが，地方自治法などの法律に従って整備する必要があります。

規約の変更の際には，地域づくり課にご相談ください。

○○○自治会規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は，会員相互の親睦融和を図るとともに，以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより，良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
(2) 美化清掃等区域内の環境整備
(3) 所有する財産の管理運営
(4) 地域住民の相互扶助，青少年の健全育成，成人の教養及び高齢者の福祉向上に関すること。
(5) 交通安全，防火並びに防犯灯及び危険箇所の点検に関する防犯の事業
(6) その他本会の目的達成に必要な事業

（名称）

第２条　本会は，○○○自治会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は，指宿市の地区境界図による別紙○○○地区の区域とする。

【地区境界図がない場合】

地区境界図がないときや，隣接する地区との境界が複雑になっている場合は，区域を会員の居住する区域と自治会が保有する資産を含む地域で表示する方法もあります。

第３条　本会の区域は，次のとおりとする。
(1) 本会の区民となる資格を有する者が居住する下記の区域
鹿児島県指宿市○○○○番地，同○○番地，・・・・の区域
(2) 本会が保有する資産を含む下記の区域
鹿児島県指宿市○○○○番地，字○○○。

（事務所）

第４条　本会の主たる事務所は，○○○地区の自治公民館内に置く。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は，第３条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし，本会の活動を賛助する法人又は団体は，賛助会員となることができる。

（会費）

第６条　会員は，総会において別に定める公民館費を納入しなければならない。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は，別に定める入会申込書を館長に提出しなければならない。

２　本会は，前項の入会申込みがあった場合には，正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から別に定める退会届が館長に提出された場合

２　会員が死亡し，又は失踪宣告を受けたときは，その資格を喪失する。

第３章　役員

（役員の種別）

第９条　本会に次の役員を置く。

(1)	館長	１人
(2)	副館長	１人
(3)	書記会計	１人
(4)	評議員	若干名（例：各部長及び各副部長その他役員）
(5)	特別委員	若干名（例：防犯組合長，高齢者クラブ会長，婦人会，小・中PTA会長等）
(6)	監事	２人

役員の種別は，現状に合わせて規定することとなるが，規約変更の手続が煩雑なので細部にわたる部分は，別に内規等で定めたほうがよいと思われます。
（役員の職務も同様）

（役員の選任）

第10条　役員は，総会において会員の中から選出する。

２　監事と館長，副館長，書記会計，評議員及び特別委員は，相互に兼ねることはで

きない。

（役員の職務）

第11条　館長は，本会を代表し，会務を総括する。

２　副館長は，館長を補佐し，館長に事故があるとき，又は館長が欠けたときは，その職務を代行する。

３　書記会計は，会務を記録し，本会の出納事務を処理し，会計事務に必要な書類を管理する。

４　評議員及び特別委員は，総会で決定された事業について，その処理，執行に当たるとともに，館長の要請により，公民館活動その他必要な事項の相談に応ずるものとする。

５　監事は，次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 館長，副館長，書記会計，評議員及び特別委員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは，これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは，総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第12条　役員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　役員は，辞任又は任期満了の後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）

第13条　本会の総会は，通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第14条　総会は，会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条　総会は，この規約に定めるもののほか，本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第16条　通常総会は，毎年度決算終了後３か月以内に開催する。

２　臨時総会は，次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 館長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第５項第４号の規定により，監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第17条　総会は，館長が招集する。

２　館長は，前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは，その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは，会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して，開催の日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第18条　総会の議長は，その総会において，出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第19条　総会は，審議する内容に基づき第21条に定める表決権数の２分の１以上（委任状を含む。）の出席がなければ，開会することはできない。

（総会の議決）

第20条　総会の議決は，この規約に定めるもののほか，出席した会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第21条　会員は，総会において，各々１箇の表決権を有する。

２　次の事項については，前項の規定にかかわらず，会員の表決権は，各世帯につき各々１箇とする。

(1) 事業計画の決定及び事業報告の承認

(2) 予算の決定及び決算の承認

(3) 公民館費及び積立金等の決定

(4) その他規約の変更，財産処分及び解散など重要事項を除く他の事項

表決権は民法第 65 条で「各構成員の表決権は平等」と定められています。

ただし，世帯単位で活動し意思決定を行っていることが合理的であると認められる事項については，世帯の表決権を１票とすることは可能です。

規約の変更，財産処分及び解散の議決を世帯の代表者で表決を行うことは認められません。これら重要案件を除いて世帯代表者が表決権を持つ内容であれば認めることができます。

（総会の書面表決）

第22条　やむを得ない理由のため，総会に出席できない会員は，あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し，若しくは他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については，その会員は出席したものとみたす。

３　第１項における電磁的方法で表決された場合，ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるようにしなければならない。

（総会の議事録）

第23条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 審議する内容に基づき第21条に定める表決権数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的，審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第24条　役員会は，監事を除く役員（以下この章において同じ。）をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条　役員会は，この規約で別に定めるもののほか，次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条　役員会は，館長が必要と認めるとき招集する。

２　館長は，役員の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは，その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しな

ければならない。
3　役員会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）
第27条　役員会の議長は，館長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）
第28条　役員会には，第19条，第20条及び第22条の規定を準用する。この場合において，これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と，「会員」とあるのは「役員」と，「審議する内容に基づき第21条に定める表決権数」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）
第29条　本会の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 別に定める財産目録記載の資産
(2) 公民館費
(3) 活動に伴う収入
(4) 資産から生ずる果実
(5) その他の収入

（資産の管理）
第30条　本会の資産は，館長が管理し，その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）
第31条　本会の資産で第29条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し，又は，担保に供する場合には，総会において４分の３以上の議決を要する。

（経費の支弁）
第32条　本会の経費は，資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）
第33条　本会の事業計画及び予算は，館長が作成し，毎会計年度開始前に，総会の議

決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず，年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には，館長は，総会において予算が議決される日までの間は，前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）
第34条　本会の事業報告及び決算は，館長が事業報告書，収支決算書，財産目録等として作成し，監事の監査を受け，毎会計年度終了後３か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）
第35条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月末日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）
第36条　この規約は，総会において総会員の４分の３以上の議決を得，かつ，指宿市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）
第37条　本会は，地方自治法第260条の20各号の規定により解散する。
２　総会の議決に基づいて解散する場合は，総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）
第38条　本会の解散のときに有する残余財産は，総会において総会員の４分の３以上の議決を得て，本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）
第39条　本会の事務所には，規約，会員名簿，認可及び登記等に関する書類，総会及び役員会の議事録，収支に関する帳簿，財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第40条　この規約の施行に関し必要な事項は，総会の議決を経て，館長が別に定める。

附　則

1　この規約は，指宿市長の認可の日から施行する。

2　本会の設立初年度の事業計画及び予算は，第33条の規定にかかわらず，設立総会の定めるところによる。

3　本会の設立初年度の会計年度は，第35条の規定にかかわらず，設立認可のあった日から令和〇〇年３月31日までとする。

様式集

○地方自治法関連様式

様式１　認可申請書

様式２　告示事項変更届出書

様式３　規約変更認可申請書

様式４　地縁団体台帳

申請書様式　１（地方自治法施行規則第１８条関係）

年　　月　　日

指　宿　市　長　　殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

認　　可　　申　　請　　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により，地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので，別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規　約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

申請書様式　２（地方自治法施行規則第２０条関係）

年　　月　　日

指　宿　市　長　　殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所
の所在地

名　称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名
住　所

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので，地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により，告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

申請書様式　３（地方自治法施行規則第２２条関係）

年　　月　　日

指　宿　市　長　　殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第２６０条の３第２項に規定する規約の変更の認可を受けたいので，別添資料を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

［様式４］

地　縁　団　体　台　帳　（　指　宿　市　）

枚数	名　称		
		年　月　日認可 年　月　日告示	
		年　月　日認可 年　月　日告示	
	主たる事務所		
		年　月　日認可 年　月　日告示	
		年　月　日認可 年　月　日告示	
		年　月　日認可 年　月　日告示	
	代表者に関する事項	年　月　日 原　因 告示年月日	年　月　日 原　因 告示年月日
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日告示	年　月　日告示
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日告示	年　月　日告示
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日告示	年　月　日告示
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日告示	年　月　日告示
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日告示	年　月　日告示
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日告示	年　月　日告示
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日告示	年　月　日告示

代表者に関する事項	年　月　日 原　因 告示年月日	年　月　日 原　因 告示年月日
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日告示	年　月　日告示
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日告示	年　月　日告示
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日告示	年　月　日告示
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日告示	年　月　日告示
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日告示	年　月　日告示
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日告示	年　月　日告示
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日告示	年　月　日告示

認可年月日	年　月　日
台帳を起こした年月日	年　月　日

名称等欄　　丁

名　　称	
規約に定める目的	

目的欄　　丁

名　　称	
区　　域	

区　域　欄　　丁

名　　称	
その他の事項	

その他欄　　丁

様式集

各種証明関連様式

○印鑑証明

第１号様式　認可地縁団体印鑑登録申請書

第２号様式　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

第３号様式　認可地縁団体印鑑登録原票

第４号様式　認可地縁団体印鑑登録証明書

第５号様式　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

第６号様式　認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

第７号様式　委任状

○地縁団体証明

地縁団体証明書交付請求書

第1号様式(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

指宿市長　様　　年　月　日

<table>
<tr><td rowspan="5">登録しようとする認可地縁団体印鑑</td><td colspan="3">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">認可地縁団体の主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(資格)
氏名</td><td rowspan="2">(　　)</td><td>登録印鑑</td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　□ 本 人　住 所

□ 代理人　氏 名　　㊞

(注意事項)

1　この申請は，本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは，委任状が必要です。

2　登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

3　氏名の次には，市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
(代理人による申請の場合も，必ず代表者等の個人の登録印鑑を押印してください。)

4　資格(　)の欄には，代表者，職務代行者，仮代表者，特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

第2号様式(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

指宿市長　様　　年　月　日

<table>
<tr><td rowspan="2">登録されている認可地縁団体印鑑</td><td colspan="2">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>(資格)
氏名</td><td>(　　)</td><td>生年月日</td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿枚の交付を申請します。

申請者　□　本　人　　住　所

□　代理人　　氏　名

(注意事項)

1　この申請は，本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは，委任状が必要です。

2　資格(　)の欄には，代表者，職務代行者，仮代表者，特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

第3号様式(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票

<table>
<tr><td>登録番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>登録年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>抹消年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">認可地縁団体印鑑

</td><td colspan="2">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の許可年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(資格)
氏名</td><td>(　　)</td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第4号様式(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書

<table>
<tr><td rowspan="3">印　　影</td><td colspan="2">認 可 地 縁 団 体 の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(資格)
氏名</td><td>(　　)</td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

この写しは，登録された印影に相違ないことを証明します。

年　月　日

指宿市長　　印

第5号様式(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

指宿市長　様　　年　月　日

<table>
<tr><td rowspan="4">登録しようとする認可地縁団体印鑑

</td><td colspan="2">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(資格)
氏名</td><td>(　　)</td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者　□ 本　人　住　所

□ 代理人　氏　名　　印

(注意事項)

1　この申請は，本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは，委任状が必要です。

2　登録している認可地縁団体印鑑を亡失した場合には，市において登録されている個人の印鑑を添付してください。

3　資格(　)の欄には，代表者，職務代行者，仮代表者，特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

第6号様式(第4条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

指宿市長　　印

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

貴地縁団体の印鑑の登録を下記のとおり抹消したので通知します。

記

1　認可地縁団体の名称
2　登　録　番　号
3　登　録　年　月　日
4　抹　消　年　月　日
5　抹　消　の　理　由

第7号様式(第4条関係)

委　　任　　状

委任を受けた者	住　　所	
	氏　　名	年　　月　　日
委任の事項	1　認可地縁団体印鑑の登録の申請に関すること。 2　認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請に関すること。 3　認可地縁団体印鑑の登録廃止の申請に関すること。	

私は，上記の者を代理人として所定の権限を委任します。

年　　月　　日

委任する人

住　所

氏　名

登録印鑑

地域づくり課		
課　長	係　長	係

下記のとおり申請がありましたので，別紙により交付してよろしいですか。

年　　月　　日

指　宿　市　長　殿

請求者の氏名及び住所

住　　所

氏　　名

認 可 地 縁 団 体 証 明 書 交 付 請 求 書　(告示事項)

地方自治法第２６０条の２第１２項の規定により，告示した事項に関する証明書の交付を受けたいので，ここに申請します。

証明を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地	名　　称	
	所　在　地	
必　要　枚　数		枚
請　求　理　由		1　認可地縁団体の財産に係る登記申請用として 2　その他

交 付 番 号	交 付 年 月 日	手　数　料	備　　考
第　　号	年　月　日	円	

登記特例に関する様式

○所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
○公告結果（承諾）の情報提供について
○公告結果（異議申出あり）通知書
○申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

申請書様式（第二十二条の二関係）

年　　月　　日

指宿市長　殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により，当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので，別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（別添書類）

1　申請不動産の登記事項証明書
2　申請不動産に関し，地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
3　申請者が代表者であることを証する書類
4　地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類

申請書様式（第二十二条の三関係）

第　　号
年　　月　　日

（申請団体）　御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
　名　称
　所在地
代表者の氏名及び住所
　氏　名
　住　所

指宿市長　　印

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の38第１項の規定により，年月日付け文書をもって申請のあった不動産については，同条第２項の規定により公告をした結果，登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため，同条第３項の規定により，貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので，同条第４項に規定する証する情報を提供します。

１　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間

２　公告の結果
１の公告については，１(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

申請書様式（第二十二条の三関係）

第　　号
年　　月　　日

（申請団体）　御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
　名　称
　所在地
代表者の氏名及び住所
　氏　名
　住　所

指宿市長　　印

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の38第１項の規定により，年月日付け文書をもって申請のあった不動産については，同条第２項の規定により公告をした結果，登記関係者等による異議の申出がありましたことを，同条第５項の規定に基づき通知します。

１　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間
２　異議の内容等
(1)　異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2)　異議を述べた年月日
(3)　異議を述べた理由等

申請書様式（第二十二条の三関係）

年　　月　　日

指宿市長　殿

異議を述べる者の氏名及び住所
氏　名
住　所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第２項の規定による公告に基づき，当認公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて，下記のとおり異議を述べる旨，申し出ます。

記

１　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間
２　異議を述べる登記関係者等の別
□ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
□ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
□ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
３　異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）
□ 申請不動産の登記事項証明書
□ 住民票の写し
□ その他の市町村長が必要と認める書類（　　）
（注）この異議申出書に記載された事項については，その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

様式集

○各種申請に要する任意様式（参考）

構成員名簿

総会議事録

承諾書（地縁団体代表者の承諾書）

構成員（会員）名簿

（　　自治公民館）

氏		名		住　　所
				指宿市

令和〇〇年度　〇〇自治会　定期総会議事録

１．開催日時　　令和〇〇年〇〇月〇〇日　〇曜日　〇〇時～

２．開催場所　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

３．会員総数　　〇〇〇名

４．出席会員　　〇〇〇名（うち委任状〇〇名）

５．代表者（館長・区長・集落長）あいさつ
代表者　〇〇〇〇〇〇　があいさつを述べた。

６．議長・議事録署名人選出
議長に〇〇〇〇〇〇〇
議事録署名人に〇〇〇〇〇〇，〇〇〇〇〇〇を選出した。

７．協議

（１）令和〇〇年度活動報告について
「・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り，承認された。

（２）令和〇〇年度決算報告について
「・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り，承認された。

（３）〇〇自治会の法人化について
①　〇〇自治会の法人化
「・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り，提案のとおり決定された。
②　〇〇法人化に伴う規約改正について
「・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り，提案のとおり決定された。

（４）令和〇〇年度活動計画（案）について
「・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り，提案のとおり決定された。

（５）令和〇〇年度予算（案）について
「・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り，提案のとおり決定された。

（６）その他

８．役員選出
新役員が以下のとおり選任された。
自治会長　　〇〇〇〇〇〇
副会長　　〇〇〇〇〇〇
会計　　〇〇〇〇〇

９．その他

10．閉会
以上，全ての協議を完了したので，〇〇〇〇〇〇〇が閉会の宣言をした。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
議　　長　　〇〇〇〇〇〇
議事録署名人　　〇〇〇〇〇〇
議事録署名人　　〇〇〇〇〇〇

承　　諾　　書

私は,　　の代表者に選任されたので, その就任を承諾します。

年　　月　　日

殿

代表者